

仙台市水道局発注案件における電子入札運用基準

(平成 24 年 11 月 30 日管理者決裁)

(趣旨)

第 1 条 この基準は、仙台市水道局発注案件について、電子入札（仙台市水道局契約規程（昭和 39 年仙台市水道局規程第 17 号。以下「規程」という。）第 5 条第 1 項に規定する電子入札をいう。以下同じ。）を行おうとする場合の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 規程第 5 条第 1 項に規定する電子入札システムをいう。
- (2) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成 13 年総務省・法務省・経済産業省令第 2 号）第 4 条第 1 号に規定する電子証明書を格納したカードで電子入札システムに対応したものをいう。

(対象案件の選定)

第 3 条 電子入札の対象案件は、予定価格その他発注案件の規模等を勘案し、管理者が選定するものとする。

(利用者登録)

第 4 条 電子入札案件については、あらかじめ、ICカードにより電子入札システムによる利用者登録（以下この章において「利用者登録」という。）を行わなければならない。

- 2 電子入札参加者等（電子入札に参加しようとする者又は電子入札参加者をいう。以下同じ。）は、前項の規定により登録した事項について変更が生じた場合には、直ちに電子入札システムによる利用者登録を変更しなければならない。
- 3 管理者は、前 2 項に規定する手続きを経ずに行った電子入札参加者等の入札を無効にすることができる。

(紙入札を認める場合の基準等)

第 5 条 電子入札参加者等は、電子入札に係る公告の日から公告において指定する日までの間に、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、管理者に対し別に定める紙入札参加承諾願（様式 1。以下「承諾願」という。）を提出することができる。

- (1) 電子入札参加者等の使用に係る電子計算機の障害等により、規程第 5 条第 1 項に規定する電子入札案件に係る入札期間の末日までに電子入札システムを使用した手続きを行うことが困難である場合
- (2) ICカードが失効、破損等により使用できなくなった場合
- (3) 第 8 条の規定に基づく手続時に使用した ICカードについて、当該案件に係る開札日までの間に当該カードの変更を行い前条第 2 項の規定に基づく手続を行うことが見込まれる場合

- 2 管理者は、承諾願が提出された場合には、入札手続に支障がないと判断したときに限り、紙入札（仙台市水道局郵便入札実施要領（平成 15 年 10 月 31 日管理者決裁。以下「郵便入札実施要領」という。）の規定に基づく入札をいう。以下同じ。）による参加を認めることとし、その旨の通知を行うものとする。紙入札による参加を認めない場合にあっては、理由を付してその旨の通知を行わなければならない。
- 3 管理者は、前項の場合においては、当該入札参加者について、紙入札により入札に参加する者（以下「紙入札参加者」という。）として電子入札システムに登録するものとする。

4 管理者は、紙入札参加者に対し、当該案件に係る電子入札システムの使用を認めないものとする。この場合において、規程第5条第1項本文の規定により既に水道局の使用に係る電子計算機（以下「本局の電子計算機」という。）に記録された情報があるときは、これを無効なものとして取扱うものとする。

5 電子入札参加者等は、承諾願を提出した場合において、紙入札による参加が認められないときは、当該案件に係る入札に参加することができない（仙台市水道局制限付き一般競争入札実施要綱（平成8年3月29日管理者決裁。以下「実施要綱」という。）第9条の規定による審査結果の通知を受けた後においては、当該入札参加を辞退しなければならない。）。

（電子入札システム障害時における対応等）

第6条 管理者は、本局の電子計算機又は電子入札システムの障害等により、電子入札システムを使用した手続きを行えないときには、当該案件に係る入札、開札等の延期、紙入札への移行等適切な措置を講じなければならない。この場合において、当該案件に係る措置を決定した後は速やかに本局ホームページへの掲載を行い、電子入札参加者等（入札参加に関し確認できる者に限る。）に対し必要な事項を通知するものとする。

（公告、指名通知等）

第7条 電子入札を行う案件についての公告及び指名通知（規程第11条第2項の規定による通知をいう。以下同じ。）は、電子入札システムを使用して行うものとする。ただし、電子入札システムの障害等これにより難い場合にあっては、本局ホームページに掲載するものとする。

2 契約担当者等は、公告日及び指名通知日までに電子入札を行う案件について、電子入札システムへの調達案件登録を行うものとする。この場合において、当該登録内容を変更する必要がある場合には、速やかに修正し変更登録を行うものとする。

3 電子入札の受付期限は、開札日の前日（その日が休日、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合には、直前の休日でない日。以下この項において同じ。）の午前9時から午後4時までを基準として公告又は指名通知において定める。ただし、紙入札については、開札日の前日を受付期限とするものとする。

（一般競争入札参加手続等）

第8条 実施要綱第8条第3項及び工事に係る業務委託契約における競争入札実施要綱（平成29年3月29日水道事業管理者決裁。以下「業務委託契約実施要綱」という）第8条第1項に規定する制限付き一般競争入札に係る電子入札に参加しようとする者は、電子入札システムを使用し当該申請を行わなければならない。この場合において、入札公告において定める書類をそれぞれ添付しなければならない。

2 実施要綱第8条第3項及び業務委託契約実施要綱第8条第1項の規定による入札にあっては、前項の規定に掲げるもののほか、電子入札参加者等に係る氏名又は名称、くじ番号（0から999までのうちの任意の整数とする。以下同じ）等公告において指定する事項が記録されたものを本局の電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

3 前2項に規定する申請等の関係書類及び記録を要する事項は、本局の電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時点で到達したものとみなす。

4 電子入札参加者等は、第1項に規定する関係書類のうち電子入札システムによる送信を行うことが困難であるものについては、配達証明付き書留郵便により提出することができる。この場合において、当該関係書類は、第1項に規定する申請に係る期限までに到達するよう送付しなければならない。

5 前2項の到達が電子入札参加者等の責めにより公告において指定する期限までになされなかったときは、当該電子入札参加者等は当該案件の入札に参加できない。

6 契約担当者等は、第3項及び第4項の関係書類の到達を確認したときは、速やかに電子入札システムにより受付票を発行するものとする。

7 実施要綱第9条第1項前段及び第2項に規定する入札参加資格に関する通知は、電子入札システムを使用して行うものとする。

(指名競争入札参加手続)

第9条 指名通知を受けた者は、当該案件に係る指名競争入札に参加しようとするときには、電子入札システムを使用して、指名通知に定めるところにより、入札書その他の関係書類を送付しなければならない。

2 前項の電子入札参加者等は、同項に掲げるもののほか、氏名又は名称、くじ番号その他指名通知において指定する事項を本局の電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

3 第8条第3項から第6項までの規定は、前2項の規定による指名競争入札について準用する。

(記録の差換等の禁止)

第10条 電子入札参加者等は、第8条第3項又は第4項の規定により提出された関係書類その他本局の電子計算機のファイルに記録された事項については、いかなる場合においても書換、差換、取消又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第11条 電子入札参加者等は、開札日までに、電子入札システム又は書面の届出により、入札を辞退することができる。この場合においては、辞退した入札参加者が提出した関係書類その他本局の電子計算機のファイルに記録した事項は、無効とする。

(開札)

第12条 契約担当者等は、電子入札システムを使用して開札するものとする。ただし、紙入札参加者がある場合は、その入札書を開封し、入札金額その他の必要な事項を電子入札システムに登録した上で、開札するものとする。

2 前項の規定による開札は、立会を希望する電子入札参加者（紙入札参加者がある場合にあっては、当該紙入札参加者を含む。以下同じ。）を立ち合わせて行うものとする。この場合において、当該立会を希望する者がいないときは、当該入札事務に関係のない職員1名を立ち合わせなければならない。

3 契約担当者等は、本局の電子計算機に表示される入札結果を確認し、落札者を決定するものとする。ただし、実施要綱第10条第1項及び業務委託契約実施要綱第10条第1項の規定により落札決定を保留する場合は、電子入札システムその他の適切な方法により、同項の落札候補者について資格審査を行った上後日落札者を決定する旨を各電子入札参加者に通知するものとする。この場合において、実施要綱第11条第1項各号及び業務委託契約実施要綱第11条第1項各号に掲げる書類その他入札公告において定める書類の提出は、電子入札システムその他の適当な方法により行わなければならない。

4 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじ番号を選択しないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじ番号を選択させるものとする。

5 契約担当者等は、落札者を決定した際には、速やかに各案件に係る電子入札参加者に対し電子入札システムを使用して、その旨を通知するものとする。実施要綱第10条第1項及び業務委託契約実施要綱第10条第1項の規定により落札決定を保留した場合における落札者については、入札参加資格

を有すると認めた旨の通知も併せて行うものとする。ただし、紙入札参加者については、電子入札システム以外の適当な方法により通知するものとする。

- 6 開札の結果、電子入札参加者のうち低入札価格調査要綱（平成 15 年 10 月 31 日管理者決裁）及び業務委託契約に係る低入札価格調査要綱（平成 15 年 10 月 31 日管理者決裁）に定める低価格入札者があった場合は、電子入札システムその他の適切な方法により、低入札価格調査を行うために落札決定を保留し、当該調査の上後日落札者を決定する旨を各電子入札参加者に通知するものとする。

（ＩＣカードの不正使用）

第 13 条 管理者は、電子入札参加者等がＩＣカードを不正に使用し電子入札に係る手続きを行ったことが判明した場合には、当該手続きを無効にするものとする。この場合において、当該不正使用が落札後、契約締結前に判明したときは当該落札決定を取り消した上で契約を締結しないこととし、契約締結後に判明したときは契約を解除するものとする。

- 2 管理者は、前項の場合において、有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成 4 年 8 月 26 日管理者決裁）の規定に基づく指名停止を行うことができる。

（実施細目）

第 14 条 この基準に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この基準は、平成 24 年 11 月 30 日から実施する。

附 則 平成 29 年 3 月 29 日改正

- 1 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 仙台市水道局発注工事における電子入札試行運用基準の取扱いについて（平成 24 年 11 月 30 日管理者決裁）は、廃止する。

附 則 平成 31 年 3 月 28 日改正

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 令和元年 8 月 1 日改正

この改正は、令和元年 9 月 1 日から実施する。

附 則 令和 2 年 3 月 30 日改正

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

様式1

年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

紙 入 札 参 加 承 諾 願

下記の案件に係る入札については、下記の理由により電子入札システムを使用して参加することができないので、紙入札による参加を承諾願います。

記

1. 開札日
2. 整理番号
3. 工事（業務）名
4. 電子入札により参加することができない理由（下記のいずれかに○を付け、具体的な状況を記載）

- ・利用者登録をした者の使用に係る電子計算機の障害等により、入札期間の末日まで電子入札をすることができない。
- ・ICカードが失効、破損等により使用できない。

具体的な状況

上記について承諾します。

今後は、当該案件について電子入札システムを使用した手続は行わないこと。

紙入札に係る手続は、公告に基づき行うこと。

上記について次の理由により承諾しません。

理由：

年 月 日

仙台市水道事業管理者

印